

第 5 回筑後川水系流域委員会

平成18年1月13日(金)

第 5 回筑後川水系流域委員会

1. 開 会

○坂元副所長 定刻となりましたので、これより第5回筑後川水系流域委員会を開催させていただきますと思います。

私は、本日司会を務めさせていただきます筑後川河川事務所技術副所長の坂元と申します。よろしくお願いいたします。

本題に入ります前に、資料の確認からさせていただきますと思います。資料は、資料－1、「筑後川水系流域委員会」と書いています議事次第があります。本日はこの議事次第によって進めさせていただきますと思います。それから、資料－2、「筑後川水系河川整備計画（原案）のポイント」という資料がございます。それから、資料－3でございますけれども、「河川整備計画原案のあらまし」と右上の方に書いております、後ろの方にはがきがついています資料、それから「筑後川シンポジウム」というパンフレットがございます。それから、「第2次筑後川流域1万人会議」というチラシが1部入っております。その後、記者発表資料ということと、記事が2種類ついております。委員の方々には筑後川水系河川整備計画原案、分厚い、150 ページあります資料をお渡しいたしております。資料は以上でございます。もしなければ、お手をお挙げいただければお持ちしたいと思います。よろしいですか。

それでは、資料－1の2ページ目をあけていただきますと名簿がございます。本日は荒牧委員、合原委員、江藤委員の3名の方が欠席でございますけれども、19人中16名出席ということで、規約の第4条に従いまして、本日の委員会は成立いたしております。

それでは、委員会を開催するに当たりまして、筑後川河川事務所事務所長の井山よりご挨拶申し上げます。

2. 事務所長挨拶

○井山筑後川河川事務所長 皆さん、こんにちは。筑後川河川事務所所長の井山と申します。

きょうは流域委員会ということで第5回目を迎えました。10月に再開をしまして以来4回目ということで、これまで原案作成をするに先立ちまして、筑後川の役割でありますとか、現況と課題、さらには前回、基本理念ということで、こういった考え方で河川の整備、管理をやっていくのではなかろうかという方向づけあたりまでを年末までのところでご審議いただいたところでございます。きょうは、お手元の資料でもおわかりのように、いよいよ法定計画の原案というところまでたどり着きました。今週火曜日、連休明けに公表させていただきまして、これから約1カ月の間、これは関係住民の意見反映ということで、各地に説明に参りましたりとか、それからお手元にもお配りしている「あらまし」ということでパンフレット、受取人払いのはがき形式での意見聴取とか、あるいはインターネットのホームページにも既に出しておりますけれども、あらゆる手段を通じて流域住民の方々の意見を直接聞くというふうなプロセスもやってまいります。それから、本日のこの流域委員会という場合は、学識経験を有する皆さん方の意見というものになります。

きょうは3時間ぐらいの会議でございます。後ほど、ポイント、新しい点とか、絞ってご説明を差し上げた後、ご意見を賜ることになりますが、実際には、また本文等を読み下していただいて、専門分野とか、あるいは地域的なものも含めまして、それぞれ意見をちょうだいしようかと考えておるところでございます。限られた時間でございますが、お気づきになった点、抜けている点とかありましたら、積極的にいろいろご提案いただいて、盛り込むべくは盛り込むということでやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○坂元副所長 どうもありがとうございました。

それでは、これから先の議事につきましては、楠田委員長の方にマイクをお渡しして進行していただきたいと思っております。

楠田委員長、よろしくお願いたします。

3. 議 事

(1) 筑後川水系河川整備計画（原案）

○楠田委員長 それでは、大変お忙しいときにお集まりをいただきましてありがとうございます。第5回の委員会を始めさせていただきます。

きょうは河川整備計画の原案につきましてご議論をいただくということになっておりま

す。どうかよろしくお願いを申し上げます。

それでは、早速ですが、この整備計画について、事務局の方から説明をちょうだいしたいと思います。よろしくお願いをいたします。

(プロジェクター)

○井山所長 それでは最初に、資料-2の方をごらんください。前回の復習といたしますか、先ほど挨拶でも申し上げましたが、基本理念ということで、12月の段階で、筑後川の河川の整備をこういった方向でやるんじゃないだろうか、「安らぎと感動の筑後川」という大テーマのもと、5つの柱立てで構成をしようかというようなことについてご議論をいただきました。その結果はこちらの図でございまして、「守ろう！流域のくらし」、「築こう！川の恵みで豊かな社会」、「伝えよう！筑後川らしい自然環境」、「育もう！川の楽しみ、川のよろこび」、そして「創ろう！筑後川コミュニティー」という5つの柱でございまして。「守ろう！」という部分が主に安心、安全ということで、これはハード面、ソフト面両方ありますが、洪水とか高潮、災害の対応といったもの、それから「築こう！川の恵みで豊かな社会」という部分は、水の利用面です。水の確保という意味でもサービスの水準を確保、向上していくというようなこと。それから、環境、利用面がその後の3つになろうかと思いますが、「伝えよう！筑後川らしい自然環境」ということで、これは上流から下流まで、川のさまざまな表情の中で自然環境があるわけですけれども、そういったようなものを将来に向けて保全・再生していく。それから、「育もう！川の楽しみ、川のよろこび」、これは人と川との触れ合いといたしますか、次のコミュニティーという部分とも非常に密接に関係がありますが、川の利用を促進し、また川と人とのつながりというようなものも取り戻していく、そうすることがまたトータルとして川をよくしていくことになるだろう。「創ろう！筑後川コミュニティー」という部分におきましては、今の「育もう！」とか、あるいは全体とも関係あるわけですが、地域の皆さん方との連携、協働というんでしょうか、1足す1は3のような取り組みの中で安心、安全も確保できますし、水の利用も調整がされ、また川全体もよくなっていく、そのようなコミュニティーづくりに取り組もうと、そのような内容でございまして。

「安らぎと感動の筑後川」、この5本の柱を、お手元の整備計画の本文の70ページのところから河川整備の目標に関する事項というのがございまして。この分厚い本文、これが法定計画の原案そのものなんですけど、前半部分は、流域の概要とか、現状と課題ということで、これは10月以降ご審議いただいたような内容を取りまとめたものが大きな1と2の2とこ

ろに書かれております。本日ご説明を主に差し上げますのは3以降ということで、今のよ
うな基本理念に基づいて、どういう河川の整備をやっていくのか、どういう目標を掲げて、
どこで、何をやらんとしているのかということが3、4、5あたりのところに出てまいり
ます。それが本文の70ページ以降です。ちょうど今お示ししました「安らぎと感動の筑後
川」という標語のもと、5本の柱でいろんな施策がぶら下がるというような出だしのとこ
ろがこの70ページでございます。

それで、この河川整備計画というものでございますが、どこを対象にしているのか、何
年後の話をしているのかということですが、それが71、72ページに出ています。お手元の
資料-2でも3ページのところに出させていただきます。これは前回も質問いただき
ましたけれども、計画の対象としていますのは、私ども国土交通省がみずから河川の管理
を実施している区間でございます。「大臣管理区間」という表現が本文にも何回か出てきま
す。「大臣」というのは国土交通大臣、ちょっといかめしい言葉ですが、我々は「直轄管理
区間」という言い方をする場合もあります。これ以外の、河川法に基づく河川に指定され
ておって、支川とか上流の部分、これは福岡県さんとか佐賀県さん、大分県さんあるいは
熊本県さんの方で管理をされているということで、今回は私ども国の方でみずから管理し
ておる赤いところを対象にした計画であるということでございます。それがどこが対象か
ということ。それから、いつのことをにらんでやっているかということ、これも河
川整備計画というものはおおむね20年から30年後の計画でございます。これはご承知の
ように、川については、将来の姿、最終的な姿の計画は今まで工事実施基本計画というも
のがあったわけですが、いわゆる中期的な、当面の目標みたいなものを明示した法定計画
がございませんでした。それが平成9年に河川法改正で河川整備計画という概念が設けら
れまして、おおむね30年計画というもので中期的な展望の中で事業を展開していく、そう
いうわかりやすい計画を世に明らかにしようと。そのプロセスの中で、学識経験者の意見
とか、住民の方々の意見、県、市町村の意見などを聞きながら合意形成をしていこう、そ
ういう法改正がありました。それに基づいて、この計画策定のプロセスを今、進めさせて
いただいております。

この30年というのが、結局、時間的なものと、それからこれからこういったような事業
をこの流域で河川の整備、管理をやる、いわゆる投資額の限界みたいなものを、30年でど
のくらいお金がついて、どのくらい仕事ができるんだらうということの一つの制約条件に
なっております。当事務所でも、毎年度、事業費としましては、今年度の当初予算で80

億余り事務所としての予算がございますが、そのうちいわゆる維持管理とか、あるいは海岸の仕事、それから矢部川の仕事もやっていますので、そういうものは除いて、筑後川の改修関係の仕事ということに限りますと、40～50億ぐらいの予算を毎年度、これも経済情勢とか社会情勢で公共事業のあり方、そういう経済政策のみたいなものにも左右されますので、変動が付きものだと思います。今後30年というのはなかなかわからない部分もあるんですが、今時点で、今と同じような予算が継続すると仮定しての投資額の設定をしています。当事務所の仕事以外に、水資源機構さんがこの流域ではダムをやっておられます。上流の方の大山ダム、支川の小石原川ダムであるとか、水資源機構さんが、河川管理者と同等の仕事としてダムの建設事業、これは洪水を調節するという効果がございます。これも一種の川を整備するという仕事になるわけですが、こういったような投資額も合わせますと今年度で100億を上回るような金額、当事務所だけの40～50億プラス何十億というお金が入っておりまして、100億前後がここ数年の筑後川水系の国直轄の事業として投資されている金額かなど。これが30年間続くという仮定ぐらいでの投資の限界みたいなものを設定して事業展開の位置づけをしている、それが前提条件になっているということ念頭に置いていただければと思います。

それでは、これからそれぞれ計画の中身についての説明を差し上げたいと思います。

先ほどの5本の柱の中に幾つかありました、まず、現況と課題でもご説明しましたが、安心、安全ということで、先ほどの「守ろう！流域の暮らし」に相当する部分かと思いますが、主に治水面についての内容でございます。分厚い本文の75ページ以降に、目標、実施に関する考え方、さらにはどこで何をやるかということを図面に落とし込んだものがすべてついております。お手元のパンフレットにも、これは開いていただくと地図がついていまして、最終的にどこの堤防をやるんだというようなことが色塗りされておったり、ダムが書いてあったりしております。最終的にこういう事業展開の中身も含めて、すべてこの計画の中に位置づけて、それに基づいてこれからは予算を執行していく、そんなものの原案でございます。

まず、治水面でございますが、お手元の資料には4ページ、画面にございますが、洪水への対応でございます。この流域は、以前、現況と課題でも説明差し上げました、昭和28年に、西日本大水害ということで、流域が水没するぐらいの悲惨な洪水があったわけですが、本当は当面の目標として、最近あった水害への対応というのが安心、安全の基本になるわけですが、この28年の洪水が非常に大きな規模でございました。先ほど申し上

げたような流域への投資、河川への投資を考えたときに、あと 30 年間、28 年の洪水を安全に処理するだけの投資はちょっと難しいというのが明らかになっております。ということで、そこに「目標」にありますが、28 年に次ぐ洪水を目標にしてはどうかというのがこの原案でございます。それが昭和 57 年、これは長崎あたりでも大水害があった年ですけれども、あのころの洪水の規模が大体 2 番目ということで、これはお手元の新聞記事にも、
●53 年水害の 7 割流量対応という見出しが出ております。今、整備計画の上位になります河川整備基本方針という、いわゆる究極の目標は 28 年の洪水で設定しています。これが毎秒 1 万 m^3 ぐらいの洪水が夜明の峡谷の出口のところで想定されているわけですが、その 7 割ぐらいの毎秒 6,900 m^3 というものを今回の 30 年計画では目標にしようと考えております。

ここは重要な部分ですので、さらに補足して説明を差し上げますと、当時の洪水の痕跡から類推した流量、これは夜明の峡谷を出たところ、筑後の平野に出たところに荒瀬という地点がございますが、そこで約 9,100 m^3 /毎秒というのが 28 年 6 月の洪水とされております。その後、ずっと 50 年余りのデータを見ますと断トツで、2 番目は、先ほど申し上げた昭和 57 年の 7 月に起こった洪水があります。昭和 40 年代に松原ダムとか下釜ダムができて上がっています。28 年のときはダムはなかったわけですが、その後、ダムの建設が進められて、洪水を切っております。だから、実際に、例えば、この久留米近辺だとか、峡谷から出たところに流れた流量は 4,000 m^3 台になるわけですが、ダムがなかった場合、我々がトータルとして、もしも何もなければどれだけ水が流れてくると、それが水処理の総量になります。それが 6,700 m^3 /s。このときは 2,000 m^3 /毎秒以上ダムでカットして、下流側はそれだけ助かっているわけですが、この規模が 6,700 m^3 ということですから、こういうものを改めて雨量の再現とか、雨が川にどれだけ出てくるかという水の計算をしまして、先ほど申し上げた 6,900 というのが出てまいります。

これが先ほど言いました夜明の峡谷を出たところの荒瀬地点での流量を雨量のデータからコンピューターで計算したものです。150 分の 1 と右の方に書いてありますが、28 年の洪水は、限られた統計資料ですので、この数字がすべてとは言えないかもしれませんが、大体 150 年に 1 回ぐらいの希有の出来事というか、とんでもない洪水だった。それが 1 万 m^3 ぐらいが出てきたのだらうと。データは 9,000 幾らと書いていますが、1 万 m^3 ぐらいだらう。それが 150 年に 1 回ぐらいなんです、2 番目が、さっき申し上げました、6,700 とかという数字がございました。これも計算し直すと 6,900 ぐらいという数字があるのです

が、これが大体 50 年に 1 回ぐらいの雨量相当の流量になるということで、30 年計画では、2 番目の、50 年に 1 回ぐらいの洪水を対象にした計画、川の整備をやるというのが 30 年間で投資される金額として、ようやく到達できるぐらいの規模かなと、そんなことで今回、目標としての設定をさせていただいているということでもあります。

今、松原ダム、下笠ダムとかができ上がっているわけですが、どのぐらい川の器として実力があるのだろうというのを区間別にかいてあります。これは堤防の幅が足りないとか、質がどうだということは考慮しないで、今の見かけ上の堤防の高さで評価しての到達点なんですけれど、一番下の水色の部分が現在の川で、28 年の洪水に対して何%到達できるか。さらに、松原ダムとか下笠ダムが洪水を切るわけです。それが橙色の部分になります。今回、整備計画の原案として、堤防の整備とかをかなり入れさせていただいているのですが、そういうことをやることによって、ピンク色の部分がさらに達成度が高まるということでありまして、これをごらんいただきますと、例えば、上流の日田の方だと、先ほど申しました 50 年に 1 回という昭和 57 年 7 月の洪水規模を破線に入れさせていただいているのですが、堤防の整備等を実施することによって、破線の到達目標によりやく到達をする。大山ダムの建設もされております。それから、3 分水路、大石、原鶴、千年という分水路が中流のところ過去に建設されています。あのあたりもまだ十分じゃなくて、現在の川とダムと、さらに堤防の整備で、何とかこの破線を乗り越えることができる。それから、中流のところは、過去に破堤をしたりして、過去に堤防の整備とかがなされておったり、あるいは砂利取りなんかが進んだところ。そこは既に川の実力としては相当程度ある。質的な問題とかが実際にはあるんですけれど、それを除けば、現在の堤防の高さというんでしょうか、現在の姿で安全に流せるならばそこまでいけているということで、余りやなくてよさそう。それから、流域の中でも一番人口の集中している久留米近辺については 70%ぐらいのところ、今回の目標すれすれぐらいのところまでいかんとしているぐらいのところ、やはりもう少し堤防の整備、これは質的なものもさらにあると思うんですが、ピンク色の部分の整備が乗っかってくる。さらに、大堰から下流の海の影響を受ける区間につきましても、ある程度できているところもあるんですけれども、これもやはりさらに下流部の整備ということで、ご存じのように、川の整備といいますのは、最終的に上流の洪水を安全に海に流すということですので、下流の方から順繰り上流、バランスよくやっていく。上流を先にやって、下流にたくさん水が流れていってあふれたりとか、被害が出るというのは本末転倒だということで、また大体下流の方ほど平野が広がって土地利用が

進んでいるというふうなことで、下流の方から、あるいは人口、資産が集中している、土地利用の進行しているようなところから受け皿をつくって、だんだん上流に上って行って、さりとて上流にも人が住んでおり、土地利用もされていますので、その辺の上、中、下流の微妙なバランス、調整を図りながら順次整備をしていく。ダムの場合は、上流で水をカットしますので、総じて下流の方まで効いていくということになります。こういうことで洪水の処理についての目標の設定をさせていただいているというのが内容でございます。

今申し上げたような考え方で本川筋を中心とした整備、それから先ほど、今回対象とする区間はここだという赤の線がありましたが、上流の花月川、久留米近辺では巨瀬川、あるいは佐賀の方では城原川だとか、そういう何本が重要な支川がございますが、そのようなものも本川の整備とバランスをとりつつやっていくというようなことも内容でございます。

考え方としましては、今申し上げましたような、人口、資産が集積しているようなところ、久留米の近辺、現在も緊急対策特別事業ということで重点的に堤防の整備を既に継続していますけれども、その辺の市街部を守る。それから、上流の整備もやらなければならないところがありますけれども、これまた下流とのバランスを考えながら着実にやっていく。

それから、川は真っすぐ流れている水路ではございません。蛇行しておって、曲がったりとか、いろいろ変化しているわけで、堤防とか川の器ができていても、水がぶつかったり、流れが乱れるようなところの強化、潜在的な危険というのはそういう意味なんですけれど、そういう押さえるべきところは質的に押さえていく。

あと、ハード整備だけでは対応できないといいますか、川の器を整備するにしても、28年という事実として起こった洪水への対応をすべてダムと堤防でやることはできませんので、もしも28年とか、28年に匹敵するような大雨がきた場合には、やはり川があふれたり、堤防が切れたりするところが出る可能性が相当程度あるということで、それに対する減災、流域での受けとめ、洪水を文字どおり水際でどう防いでいくのか、これは堤防そのものの水防みたいなものもあれば、まさに流域の住民の方々の警戒、避難体制とか、そのもとになる情報の共有、そういうソフトの面も含めた対応というようなものが重要になってくるということです。

一番右が「実施内容」でございまして、重複しますが、堤防の整備強化というのは、高さが足りないというのが一番わかりやすいですが、それ以外にも、薄っぺらい、やせてい

る堤防とか、幅が足りないとか、あるいは今、堤防は質的な調査もやっているんですけども、過去の突貫工事でできた堤防が見かけ倒しではないかという問題もあります。

それから、ダムによる洪水調節。これはダムによる水資源開発と一緒にやっている部分もありますけれども、大山ダムは現在既に建設に着手しています。小石原川ダムはこれからです。いずれもこれは水資源機構さんで担当していただいています。こういったようなダムによる洪水調節を本川筋あるいは支川筋、それから城原川については城原川の治水上の位置づけというものもやっております。

それから、河川そのものの整備としての支川です。おくられているところ、たびたび警戒水位とか、堤防すれすれに近づくような出水が起こっていますのは城原川、巨瀬川、花月川といった支川になります。こういったようなところの整備もやはり本川とのバランスの中でやっていく必要があるだろう。

それから、先ほど触れましたが、川が曲がりくねっているようなところ、水が当たるようなところ、「水衝部」と言っていますが、そういうようなところの堤防の保全、あるいは立派な堤防ができていて、実際質的に大丈夫かという調査を今かなりやっているんですけども、質的なものも確保して、見かけ倒しでないようにしていく。

さらには、筑後川自体が地域の排水を受け入れるというんでしょうか、これは県で管理されているような河川が合流するというのもありますし、それから農業関係の排水とか、水路の排水、いろいろあるんですけども、いわゆる流域の水を川に安全に受けとめるということが必要になってきまして、そのための水門とかポンプ場が多数沿川にあります。これは戦後間もないころからずっと整備がされてきて、200 ぐらいあったと思いますが、すごい施設の数なんですけれども、こういったようなものもちゃんと維持管理していくということとはもとより、操作を今、人力に頼っている部分が多いんです。人力というのは、直接人力でやる場合と、機械を操作するにしても、そこに操作板とか、操作施設があって、現地で操作しているわけです。それも遠いところからやるとか、自動にやるというようなことも考えていかなければならないのではないかと。

情報関係は、昨年、一昨年の水害頻発の中で、ハザードマップをつくらうというふうなこと、これは筑後川の流域は正直言っておくられております。28年の洪水からもう50年以上たつて、この流域は水害という意味では非常に静かな流域であります。各市町村の方での取り組みもまだおくれぎみでありますし、久留米市、日田市だとか、最近大川市もつくっていただいたりとか、まだ数えるぐらいしかつくっていただいていない。これも本川筋、

それから支川も含めてやっていかなければなりません。ふだんから住民の方々に危険というものを頭に入れておいてもらう。

それから、光ファイバー関係も、筑後川とかの堤防には光ファイバーは既に設置されております。それを使って監視のカメラをつけたり、雨量、水位の観測データみたいなものを送ったりとかということで、光ファイバー網で我々、河川の管理で直接使っている部分があるんですけども、そういったようなものをもう少し市町村の防災の方にも生かしていただこうと。大雨が降ったとき、一々川に見に行かなくても、川の状況が各役場とか市役所でわかるようにするとか、今、インターネットでも一部公表しています。これは容量に限りがありますので、台風がきたりしますとつながりにくくなる。行政と行政の情報というのは専用回線で直結するのが鉄則だと思います。そういう意味で、光ファイバーの有効活用ということで、各市役所とか役場の方に接続をしていこう。既に日田市は風倒木災害の関係がありましたので接続が済んでおりますが、ほかのところも同じようにやっていて、特に、市町村の方で最終的に避難準備情報とか、避難勧告だとか、去年も宮崎とか延岡の方で大きな水害がありましたけれども、ああいったときにとにかく逃げおくれなようにする情報を発していただくための情報の共有。川の情報をはかの行政機関とか住民の方々に直接使っていただけるようにしていこうということです。

それから、地域の防災力の向上というのは、これは今のハザードマップであるとか、情報の共有とも通じるんですが、最終的には住民の方々1人1人が意識していただかないと、先ほど申し上げた28年災害が再来した場合にどうだと。当時に比べれば、河川とかダムの整備が進んでおりますので、水没するような状況にはならないのかもしれませんが、やはりどこか堤防が切れたり、川があふれたりとか、あるいはそれ以外にも支川とかで集中豪雨があって浸水するという可能性は常につきまとおるわけで、最終的にコミュニティの防災というんでしょうか、逆に言えば、それは後ほど出てきます川と人とのかかわりみたいなところにつながると思うんですけども、ふだんから川への目配り、ふだんの河川の環境、利用とかだけじゃなくて、万が一の備えということも含めた川へのかかわり方のようなものを強めていくというんでしょうか、復活させる、それが地域の防災力の向上につながるのだろうと考えています。

そのほか、歴史的治水施設、これは控堤とか、霞堤、輪中堤、この流域は今はかなりなくなってきたんですけども、氾濫した水が途中でとまるような堤防、例えば、そこにもう道路が通っておるとか、そういうところがございます。これはお手元のパンフレットで

も、川から離れたところに、堤防のような盛土をした控堤というものが、例えば、巨瀬川の左岸側のところとかに残っております。ああいうものは例えば、筑後川の本川だとか、巨瀬川だとか、上流で左岸側で氾濫した場合に、最終的にここで水の受けができて、そこで氾濫の水がとまる、それより下流、例えば、久留米の市街地の方には氾濫した水がこないように受けとめるような堤防、こういうようなものが中流部なんかに残っております。これは今、流域の開発が進んだりとか、あるいは圃場整備、道路の建設とか、いろんな土地利用が高度化する中で損なわれてきた部分もあると思うんですけども、こういったようなものの保全、川の中だけじゃない施設みたいなものも生かしていこうというようなことも盛り込んでおります。

そのほか、これは久留米の広川のところにも防災ステーションができておりますけれども、水防団の基地とか、いろんな防災関係の資機材みたいなものを備蓄して、万が一のときに、堤防の補修、緊急の復旧などに役立てられるような資機材を整備しておくというようなこともやっております。これは今度、久留米の東の方でもつくろうかという話があります。

それから、自治体への災害支援。これは幹の部分といいますか、筑後川の本川を中心に、国がみずから管理しているところの防災の話はあるんですけども、例えば、県で管理していただいている支川とか、上流の方、昨年も7月に集中豪雨がありまして、たしか玖珠川の上の方だとか、あるいは松原のダムの上の方でも災害があったりしました。それから、宮崎、延岡の9月の水害なんかもあったのですが、とにかく非常事態になったときは、役所の担当とか、「これは国がやります」、「これは県がやります」、「市町村がやります」という役所の縦割りの議論というのは取り払って、みんなで力を合わせて災害の対応というんでしょうか、復旧だとか、あるいは被災者の方々の支援とか、いろんなものがあると思うんですけども、排水用のポンプ車も当事務所で保有しておりますし、どこか氾濫した、水がとまったとか、水が吐けないというようなところの排水をして差し上げるとか、あるいは先ほどの備蓄資機材みたいなものもどこかへ輸送していくとか、いろんな面の支援みたいなものは、非常時は、何がどうなるか、マニュアルがない世界だと思いますので、広い目を持って、これは相手から言われなくても、押しかけていくぐらいの支援が要るだろうという感じがしております。

それからもう一つ、洪水と並んで、下流の方は高潮の問題が安心、安全といいますか、「守ろう！流域の暮らし」という面では重要でございます。本川の下流の約11kmぐらいの

区間は高潮の対応が必要な河川の区間になっております。そういうところでは、これも近年の目標とすべき高潮ということで、台風13号というのが昭和60年にあったのでありますが、そのときの高潮の高さに対応できるような高潮堤防を当面、30年計画の中でやっていきたいと思いますというのを下流の海側の方の河川の整備については設定をいたしております。これも現在、重点的に下流の方で、大川だとか、川副、佐賀市、あの辺にまたがっているあたりでの整備をやっておりますが、引き続き、堤防のかさ上げとか強化をやっていく。

それから、高潮も洪水と同じであります。昨年も9月に台風が近所を通りまして、ひやりとさせられました。やはり情報ですね。本当に潮が上がってくるのかどうか、どのぐらいの高さまで上がるのか、下がらないのかとか、潮の干満というのは常にあるわけですが、そこにどのぐらい高潮が上乘せされてくるのか、これもリアルタイムの情報の共有と、それに対する警戒、避難。上流からの洪水の問題もありますが、やはり河口部、海に近い方は高潮の方が非常に危険性が高いと考えられます。そういう意味では、これはまだできていないのですが、同じく高潮ハザードマップのようなものをしていかなきゃならないというようなことを位置づけさせていただいているということでもあります。

お手元の分厚い冊子でありますとか、パンフレットの地図に、どこでやりますというの全部堤防の位置とかは書いてあります。今の30年計画でどのぐらい整備水準が上がるのか、これは結果というか、アウトカムというものになるんですけども、お手元のパンフレットにも書いてありますが、上流からの洪水に対しての7割ぐらいの流量の目標での洪水、50年に1回ぐらいということに対して、現状では49.7%ぐらい堤防は完成している。それに対して、まだ幅とか高さが足りないというのがもろもろ40%あるということでもあります。それが30年間で常識的な投資額をこの川に引き続き入れたとして、先ほどのメニューで73.7、それがこのパンフレットは「70%以上にします」と書いていますが、そのぐらいの堤防整備まで上がってくる。まだ幅が不足のところとかは残ったりするんですけども、そのぐらいの達成度合いまでいきますというふうなことであります。

それから、高潮も、最終目標は伊勢湾台風。伊勢湾台風というのは中部地方の名古屋の近辺のところの大災害なんです、それと同じようなことがこの有明海のところで起こったらというのが最終目標になっています。だから、これは大変な目標で、30年ではとてもじゃないけど投資できませんので、60年、13号という近年最大とされる高潮に対する目標を設定して、整備を下流の方でやっています。それについては80%ぐらいできておるんですけども、これも100%に持っていきましょうと。下流の高潮は、直接大雨というより、

台風の接近というんでしょうか、九州は台風銀座でもありますので、やはりこれは当面の目標には 100 % 持っていこうというぐらいのものが下流側の 11km ぐらいの区間のところで高潮対応での結果目標はこのようなところに設定をさせていただきました。お手元のパンフレットに現状の 50% 書いてありますが、これはミスプリでありまして、現状は 80%、それを 30 年後、100 % にしますという「守ろう！」という部分の数字の説明であります。

引き続きまして、利水といいますか、2 番目の柱にありました「築こう！川の恵みで豊かな社会」に相当する水のありようの部分であります。資料-2 の 5 ページの方に移っていただきまして、これは河川のふだんの水の確保、川が川らしくあるために必要な水が流れていなければならない、それをどのぐらい確保するか、あるいはそれをどれぐらい確実に確保していくのかということであります。これについては既に過去から筑後川水系は、以前、概要でも説明差し上げたように、福岡都市圏も含めた水資源の開発がこの流域内で進められてきました。そのときに、「考え方」というところにございますが、下流の久留米の市街地の西側の瀬ノ下というところの流量で毎秒 40 m³ という確保流量というのが過去から設定されております。この部分については基本方針等では、本当に何 t 要るのかというあるべき論というのが棚上げというんでしょうか、調査検討事項になっております。そういうことで、今回、その議論を一からやるというよりは、過去から、筑後大堰の建設であるとか、上流ダム建設等で毎秒 40 m³ というのがこの水系の下流部でのかなめ、コントロールポイントでの基準の流量になってまいっていますので、この毎秒 40 m³ の確保を目指してやっていきたいということでもあります。

このために、上流のダムでこの 40 t 確保を目指した水がめづくりを進めていくということになるのですが、城原川につきましては、ふだんの水の必要量についての議論がまだ途上でございまして、現在、地元で、水利用の検討会なり、懇談会なりが始まっておりますが、これについては今回の計画では明確に位置づけられないということで、必要性の検討をやっていく旨、記載をいたしております。これは継続検討ということでもあります。

それから、水の利用の面でも、ハード面のいわゆる水がめの整備と並行して、どこに、どれだけ水が流れているのかということをちゃんとつかんで、取水、排水とか、河川の水の量の状況の把握を、これは今もやっておりますけれども、これまで以上に厳正に、迅速かつ的確にやり、またこの情報を共有していくということが必要かと思えます。

それから、何をもちまして関係者が多いです。利害関係がいろいろございます。上流、中流、下流、農業用水、水道用水、工業用水、発電、下流の有明海をにらんだ河川の環境

あるいは汽水域の環境とか、漁業関係、これはもろもろの利害関係者がおられます。そういう方々との連携というんでしょうか、合意形成、そんなものも図りながら水の管理をやっていくということが必要です。

「実施内容」の右の方でございますが、先ほど洪水の処理のところでも出てきましたけれども、大山ダム、小石原川ダム、こういった今、水資源機構さんで取り組んでいただいているダムにおいては、ふだんの川に流れている水の量の確保のための容量を設けておまして、いわゆる多目的ダムとしての整備をしているわけですが、洪水を調節すると同時に水がめの機能を持たせ、それも水道用水とか、新たな水資源の確保とは別に、川そのものに40tを目標にした水を流すための容量を設けて、これは「不特定容量」と申し上げていますが、そのための施設を整備する。

それから、ダム群連携施設。これは当事務所で現在調査中でありまして、本川の水に余裕があるときに、寺内ダムとか、江川ダム、それから小石原川ダムが今度つくられようとしているわけですが、そういう支川のダムの方にその水を持って行って、後で調整して流す、そういうさらにダムとダムの既存施設を連携して使うようなダム群連携施設みたいなものの調査もやっておりますので、こういったものの整備に持っていきたい。

それから、既設ダムの有効活用。これは前回だったか、前々回だったか、松原ダムの弾力的運用ということで、松原ダムも多目的ダムでありますけれども、いわゆる夏場の洪水調節の時期、6月の中、下旬にダムの水を落としまして、上流で大雨が降ったときのためのポケットをあけるわけですが、その水の落とし方をゆっくりすることによって、筑後川の下流の方の流量の確保をしている。これはこの5年間ぐらい試行をしております。こういうようなものも行く行く本格的な運用に持っていかなくちゃならない。そのためには、洪水に対しての備えは大丈夫か、大雨が降ったときに、水を落とすのが遅かったら、ポケットが足らんかったら洪水調節できませんので、そういう安全性の問題とか、あるいは松原ダムの場合は水質の問題だとか、そういうようなものもあわせて対応が必要であります。既設のダム、できているものをさらに高度に、機敏に使っていくということが重要だということです。

それらのハード的な施設の整備とあわせて、先ほど申し上げました、考え方のところにもありましたけれども、川の水の量でありますとか、農業用水とか、水道用水だとか、いろいろ水が川から取られて利用されております。そういうようなものの状況の把握、あるいはダムの貯水量だとか補給の適切な管理、運用をやって、限られた水を有効に、必要

なところに、必要な水が行き渡るような管理をやっていく。そのためには、関係機関の連携、調整が不可欠でありまして、これも渇水のとくに結構頑張ってやるわけですが、渇水のとみだけじゃなくて、ふだんからやはりそういうようなものを一つ一つ状況を把握して、適正な水運用というものを厳正化していく、そんなものが重要かと考えます。

渇水のところは、渇水調整連絡会議、この筑後川水系でも既にそういう組織がございます。お手元の新聞にも、自主節水みたいなものが始まったと。この冬場も水がれでありまして、寒さが厳しいと余り雨が降りません。きょう、明日ぐらいの雨に期待しているんですけども、これは自主的なものですけども、既に取水制限を水道企業団とかでやっておられるというようなことで、これがさらに厳しくなりますと、関係者でまた譲り合うという互譲の精神の中で渇水調整をやるわけですが、そんなものもソフト対策ということで総合運用みたいなものをやっていく。そんなことが柱になっております。

それから、「伝えよう！筑後川らしい自然環境」、あるいは「育もう！川の楽しみ、川によるこび」、それから筑後川コミュニティーにも関係しますが、環境利用関係でございます。これについてはいつ、どこで、何をやるのかという細かい話というよりは、「こんな考え方で取り組み、進めていきます」というものが多いです。つまり、利用面一つとりましても、例えば、水辺に親しめるような施設をどこにつくるかという議論は、これは地域での必要性とか、あるいは地元でのそういう議論みたいなものが深まって初めて対応ができるものであります。我々河川を管理する側でどんどん箱物を先につくっていく、今時そういうやり方はすべきではないと思いますし、むしろ、これは地域の方々といろいろ議論する中で、できるところからやっていくということだと思います。

そういう意味では、まず自然環境みたいなもの、これは過去から水辺の国勢調査でありますとか、さまざまな調査の中でいろいろデータの蓄積は出てきているんですが、正直言いまして、個々の取り組みはこれからの部分が大きいと思います。「考え方」のところにもありますが、流域住民と連携し、いろんな専門分野の方の意見も聞きながら、一口に言えば「動植物の生息・生育環境の保全・再生」ということです。これは以前にもご説明申し上げましたように、上流の溪流地帯、中流部の平野の悠々と流れている川から、さらに下流の汽水域に至るまで、さまざまな特性を持った筑後川でありますので、川らしい川であることの整備をやっていくということで、先ほど来、堤防の整備をやったり、川に手を入れるようなことを治水面というんでしょうか、洪水を流すためにやったりするわけですが、そういうときには、「多自然型川づくり」と「実施すること」というところに書いておりま

すが、さまざまな環境と調和を図るような取り組みをやっていくということで、当然、治水関係の整備なんかをやるときに、環境のこともあらかじめ十分調査検討した上で川に手を入れていくというようなこと、また状況が常に自然の営力というんでしょうか、川の流れとか、土砂の動き、あるいはその動植物は常に変化していきますので、そういう状況なども常に継続して調査をして、適宜また改善、軌道修正を図っていく、そういうふうな継続的な取り組みが必要であります。

それから、川の連続性の確保と2番目に書いていますが、これは堰に魚道をつくったりというようなことで過去にもやっておりますし、これもつくっただけじゃだめで、適正に管理しませんがだめなんですけれども、川が川らしくあるためには、どうしても人間が利用するために堰をつくったりとか、水門があったりとかというようなことになっているわけですが、なるべく自然に近い形での魚道等の整備というようなものもあると思いますし、合流点に段差ができていようところもありますので、そういうようなものを改善していくというようなこと。

砂利関係は、以前も申し上げましたが、既然大堰より下流の砂利は取らないという方向になっておりまして、これは中流部等でも、過去に余りにも取って、そのおかげで洪水が流せるというプラス面もありますけれども、環境面でのマイナスが非常に大きいということで、これ以上のものはやらない方がいいのではなかろうか。

汽水域については、有明海の環境の保全・再生の問題とも絡むんですけれども、筑後川は20km以上にも及ぶ汽水域、一番下流部の緩やかに流れているところの河川の環境というのはこの川の大きな特徴であります。ここの保全・再生みたいな取り組みはまだこれからなんですけれども、やっていかなきゃならないだろうと考えています。

それから、中流部の部分も、平野部に出たところの川でありまして、川の能力的にも高いところでもあります。洪水を流す能力が高うございますので、ここでは余り川に手を入れなくて済む場所ですので、そういう意味では、自然の再生とか、いろんな取り組みがこれから可能性があるだろうということで、これもいろんな取り組みみたいなものをこれから立ち上げていきたいと考えております。

上流の日田の方ですけれども、既に現在でも環境の整備ということで、階段護岸みたいなものをつくったりとか、あるいは公園的な整備みたいなものが進められているところがあるわけなんですけれども、ここもやはり川と町、非常に一体となったところでもあります。水辺の再生というんでしょうか、温泉地、観光地でもあるという特徴あるところがございます。

すので、水辺のまちづくりみたいなものを後押ししていきたいと考えています。

それから、ダムの問題です。先ほど松原ダムの話をしましたが、ダムが洪水の調節、水資源の確保で重要な役割を果たしているわけですが、水をためることによって水がよどむという大きな欠点を持っております。過去につくられたダムは水の量的な議論しかしてこなかったということで、質的な議論は後から対応しているというのが実情であります。既に貯水池での循環曝気みたいなものをやったりというふうな取り組みが始まっていますが、これは流域を挙げた発生源からの水質の改善とか、我々が川の中だけでできることは水質の問題では限られておりますし、川の中でやることというのは、ある意味では、一番末端でやるということですから、そのために大きな費用、時間とかを要するということとなります。だから、流域ぐるみでこの取り組み、ダム関係は非常に端的にあらわれていますが、これはダムだけではなくて、河川そのものでも言えることだと思うんですけども、これまで以上に地域との連携の中で水質の改善みたいなものに努めていく必要があるのではないかと考えています。

あと、ダム関係では、以前の河川法の改正で、貯水池周りの樹林帯というものが正式にダムの機能の一部としてつけ加えられたんですが、貯水池の周りの保全をするための樹林帯などの整備も今始まっているわけですけども、松原ダム、下笠ダムなんかの濁水の防止、土砂の流入防止などに寄与するというようなものも、これはちょっと特徴的なものですけども、ございます。

そのほか、今、環境学習、自然体験、総合学習とか、川の働きとか、川の自然みたいなものを小中学生、高校生だとかがいろいろ学習の場として活用していただいております。川は危ないから近づくなと言われてまして、また学校にもプールができたり、あるいは川も汚れたり、河川の整備が進んだりというようなことで、川という場がともすれば近づきたいというんでしょうか、非常に身近な自然でありながら生かされていない、ちょっと壁ができちゃったような状況がございます。それをもとに戻していきたい。さりとて安全とかは確保しながら、子供たちにも川のことを川の中でいろいろ見聞きしてもらい、遊んでもらう、知ってもらいたいというのは大事なことだと思います。

きょうの朝日新聞にも出ていましたが、刈った草のリサイクル、これは堤防を保全するために除草をやっているというようなお話も差し上げたと思いますが、そういう環境への負荷、今は燃やしたりしているんですけども、燃やすのも減らしたいし、川の中のごみも、川と人とのかかわりが疎遠になると、川の中、空間があればごみを捨ててもいいとい

うぐらいの話になってしまっている。これもやはり川と人とのかかわりを復活することによって、ごみも減るんじゃないか。捨てられたものを我々は管理上処理しているんですけども、結局、皆さんが家庭とかどこかから出されるごみが河川敷経由でまた同じようにごみ処理場へ行くだけのことなんです。それを我々は税金を使った予算で取り除いております。そういうことで、「100万人の川守りさん」というようなことを書かせていただきましたが、100万人ではなくて、福岡の都市圏も入れれば300万人の川守りさんじゃないといかんと思うんですが、川への目配り、川への思いみたいなものの復活というのがポイントではなかろうかと思います。

そのほか、『ふれあいスポット「川標（かわしるべ）」』書いていますけれども、今、道の駅とか、まちの駅かと言っているみたいですが、やはり人と川の触れ合いを促進するような場、さりとて公園、グラウンド、ゴルフ場みたいな、別に川の中じゃないとできないわけじゃない、そういう利用じゃないような川の利用を我々はこれからもっと促進していきたいと思えますし、そのためには過去にかなり治水上の整備をして川を固めてしまったり、あるいは住血吸虫対策で護岸をしっかりとったりということで、かなり川の器として使いにくくしてきてしまった。そのために安全になった部分、安心になった部分も相当程度あるわけですが、そこの調和を図って、ふれあいスポットみたいなものを、これまた地域の盛り上がりがあるようなところ、必要性、緊急性なり、将来の維持管理とか、活用も含めて、市民の皆さんと連携しながら、立ち上げられるところからやっていって、川と人とのつなぎをやっていきたいと考えています。

それから、この久留米地区なんかでも、今は寒い時期ですから少ないかもしれませんが、水上バイクとか、これから水辺の利用とか水面の利用が盛んになりますと、調整なんかもいずれ出てくるだろうということで、この久留米地区ではルールづくりを今やっている最中でございます。

最後になりましたが、総合的な取り組みということで、これはこの河川整備計画の中でも、筑後川水系の特徴を出す部分といたしまして、分厚い本でいけば5番、143ページ以降に書かせていただいている部分に相当いたします。先ほど來說明差し上げました洪水への対応とか、水の利用、環境、利用面、それにすべてにかかわる部分だと思うんですけども、今、最後に利用のところの説明したことも重なるかもしれません。川とのかかわりとか触れ合い、川への目配り、流域の皆さんの生活の中で、川というものを取り戻すというんでしょうか、川とのかかわり合いというのを復活させるというようなことがいろ

んな意味、防災の面でもそうですし、利用の面でも、先ほどの環境とか、ごみ、水質の問題もそうだと思うんですけども、川のことを意識していただくということがやはり非常に大事ではなからうかと考えています。そのためには、対話と協働の川づくりということで、既に今回この原案をつくるに当たって、昨年、一昨年と100何十カ所と流域を回りまして、原案づくりに先立って意見を聞くというようなこと、そういう取り組みは今まで全国的にもやっていなかったと思うんですが、そんな対話も始めています。今回も、後ほど説明差し上げますが、この原案を各流域を回りましてまた直接意見をいただくというような対話も持ちたいと考えておりますし、単に1万人会議と言わず、個別に、河川の整備をやったり、管理をしていく中で地元の方々の意見を聞いたり、計画づくりとか、いろんな議論の場を持ったりとか、ふだんから顔の見える行政をやることによって、我々がやろうとしていることについて理解していただいたり、あるいはいろんな生の声をいただいて、さらにそれをレベルアップしていくということは可能になるのではないかと考えています。そういうようなことで100万人の川守りというか、300万人の川守りでもいいのかもしれませんが、そんなふうな意識のもとで、皆さんで川に目を向けていただくじゃないかというようなことを考えています。

そのためのリバースクールの取り組みは流域のあちこちで既に始まっておりますし、川を生かしたまちづくりであるとか、あるいは舟運の復活とか、いろんな動きなんかも出てきていますので、これまで以上にふだんの川を知っていただく中で、洪水への対応だとか、水の利用のことにも思いをはせていただいて、川全体を知っていただく。それでまたいろんな取り組みを主体的にやっていただくような動きも今ふえております。今、自然とか、地球環境の問題も含めて、皆さんの意識の中に環境とか水の問題というのは相当程度高まってきておりますので、そういうふうな意欲、主体性なものを引き出していくような取り組みを我々行政の方でもしていきたいと思っております、いろんな取り組みを支援していきたいと考えています。できるところからやっていくというんでしょうか、これも余り大上段に振りかぶって行政がトップダウンでやるようなことではないと思います。そういう主体的な動き、芽が出てきたものを育てていく、それも無理しない中で、地道に息長くやっていくということが大事ではなからうかと思えます。

それから、河川行政の枠組みを超えるというんでしょうか、我々は河川法に基づいて河川整備計画をつくっているということで、いわゆる役所の縦割りというんでしょうか、我々の狭い意味での担当の範囲というのは川の中、堤防と堤防の間だということになるわけで

すけれども、それでは解決しない問題が多々あります。これは先ほどの流域の防災の話もそうであります。水の利用の面もそうであります。水質とかごみの問題もそうです。川と人とのかかわり全般、流域の住民の方々と一体となった取り組み、これも法的には各省庁だとか、国、県、市町村とか、行政の枠があるわけですが、それらをつなぐような全体での連携、協働みたいな取り組みをやってこない、自分たちだけ頑張ってもよくなるという部分が相当程度ございます。

それから、かわまちづくりというのがありますが、日田なんかでは、まさにかわまちづくりというか、川を生かしたまちづくりというのが行われつつありますし、そういう取り組みにも我々、河川の管理者として参画していきたいと考えています。できるところから支援して行って、本当に町が元気になるような川ができるところは我々は積極的に対応していきたいと考えております。日田の方の花月川だとか、あるいは三隈川などでは既にいろんな取り組みが始まっております。今、久留米周辺でも、本当に水辺を生かしたような川にしていく、もちろん堤防がまだできていないところもあるんですが、川そのものを水面を生かしてやっていくというのも久留米地区の課題だと思います。下流の大川も町に近いところに大きな川が流れています。あそこも高潮への安全を確保しながら、川を生かした町みたいなものをさらにグレードアップしていくという流れがあるのではないかと考えています。

それから、くるめウス、「筑後川発見館」と言っていますが、いろんな情報の受発信、交流の場というんでしょうか、今、いろんな情報のはんらんする時代でありまして、うちの事務所でもインターネットのホームページを立ち上げたりとか、あるいは記者発表で取り上げていただいたり、いろんなメディア、いろんな手段を通じて情報の共有に努めております。防災情報はもちろんのことですけれども、ふだんから、川のこんなところがありますとか、こんな取り組みが始まっています、これに対して意見をくださいとか、あるいは地域での取り組みみたいなものをこの場を使って発信していただいてもいいわけですから、ここを含めて大川と日田にも情報館ができているわけです。こういうものもこれまで以上に活用していきたいと思っておりますし、民間の力なんかも引き出して、こういうものも地元の方々に使っていただくとよくなる、活用されるというんでしょうか、身近になってくるものだと思います。そういうようなものの運営も民営化していくような方向があるんじゃないか。

それから、「筑後川八景」と書かせていただきました。景観の話はさっき環境のところ

言い忘れましたが、川というのが地域の一つの景観の中の大きな要素になっている。特に、こういう大きな川ですと、川そのものの存在というものに大きな意義があるわけですが、こういう景観の保全・再生みたいなもの、そのままでもいいようなところがあるでしょうし、改善を図っていくようなところとか、あるいはこういうものを皆さんに広く知っていただいて、また川と人との触れ合いみたいなものを促進していくという面もあると思います。川に目を向けていただく一環としての筑後川八景なのか、百景なのか、何景がいいかわかりませんが、そんなものも頭出しをさせていただいています。

最後に、流域を視野に入れた総合管理と書いていますけれども、これは上流の久住、阿蘇の山並みから有明海に至るまで 140 km 流れているわけです。2,800 km²という大きな流域を抱えています。これについても水の循環、物質の循環、さまざまなものにこの河川が果たしている役割があるわけです。有明海も、ノリの不作問題等に発しまして、現在、いろんな調査がされておりまして、我々も、いろんな川のデータとか流域のデータを提供してくださいということで、協力をさせていただいております。我々も、特に直接的に下流部の汽水域の 20 数 km なんていうものはまさに有明海と一体の部分だと思いますし、そういうところをこれからどういうふうに管理していくのか、保全・再生していくのか、そのために何が必要なのかというようなことも腰を据えた取り組みが、これもこれからの話になるんですけども、河川管理者だけではこれまた取り組めないような部分もたくさんあります。関係機関なんかとも相談しながら、さまざまな取り組みを立ち上げていく必要があるのではなかろうかと思います。そのためには、いろんなデータみたいなものもふだんからとっていく体制、意識してやっていくというようなことも必要になってくるということかと思っています。

ざっと以上で原案のご紹介とさせていただきますが、今申し上げましたことにつきましては、このあらましパンフレットに大体ポイントは書いてあります。それから、本文、150 ページぐらいの分厚い冊子が法定計画の原案そのものであります。これに大体今申し述べましたような基本理念、目標に始まりまして、取り組む内容、それぞれ具体のものが、これは法律に基づいた目次になっている部分がほとんどなんですけれども、それに基づいて今、説明差し上げたことがどこかに書いてあります。具体的な地図とか写真も挟んでありますし、一番後ろの方には実際にやる場所、即地的に付図ということにつけさせていただいています。150 ページよりも後ろのところを見ていただくと、ずっと縮尺の大きな地図が出ていると思うんですけども、例えば、ここの部分で堤防の高さが足りないのでやりま

すとか、幅が足りないのでやります、掘削をしますとか、そんなことが書いてあります。川に手を入れる部分は即地的に表示をさせていただいております。これは主に、一番最初に説明をしました治水面というんでしょうか、洪水とか高潮への対応のためのハードの整備箇所を細かく記したものの、これ以外にも、維持修繕、補修みたいなものとか、あるいは利用しやすいために環境整備、階段護岸をやるとか、そういう事業はまた30年のうちには出てくると思われませんが、それがいつ、どこで行われるというのはまだ特定できませんので、そういうようなものはここには明示しておりません。これと同じものがパンフレットの地図を開いていただいても、これの方が情報はちょっとラフだと思いますけれども、わかりやすくかいてあるのは、こちらの方が凡例とか、引き出しの文字を読んでいただくと大体おわかりいただけると思いますが、そういうものが今、ご説明を申し上げた具体の中身を地図に落としたものということでございます。住民の方々にとってみれば、自分の家がどうなるというのが一番問題でありますので、その辺なんかも各地域で濃淡をつけながら説明を差し上げて意見をいただいきたいと思っておりますし、今回、1万人会議ということでまた説明に回りますけれども、こういった対話の場というのは、今回計画を立てるためだけにあるのではなくて、ふだんから継続的に、これからずっとやっていかなければならないかと思っています。いずれこういう整備計画も何年かすればまた改定していかなきゃならないということで、必要があれば見直しを逐次かけていくというふうなことで考えておるところでございます。

(プロジェクター終わり)

以上です。

○楠田委員長 長時間にわたりましてご説明をいただき、ありがとうございます。

それでは、この後、ディスカッションに入りたいんですが、たくさんご意見があろうかと思えます。それを整理していただきますためにも、ここで10分ほど休憩をさせていただきます。

[休 憩]

○楠田委員長 それでは、時間になりましたので再開させていただきます。

きょう、これからちょうだいしますご意見は、全部いただいた上で、次回、2月27日に第6回目の会議がございますが、そのときに事務局でまとめていただいて、この原案の修正原案が出てくる予定でございます。ですから、きょうはどんどんご意見をいただくということにしたいと思います。

ご意見も、いろんなレベルのものがあるかと思います。いわゆるコンセプト、考え方あるいは枠組みにかかわりますところ、それから項目として落ちているところ、いわゆるキーワードとして欲しいところ、あるいは要らないもの、さらに、記述の誤りあるいは修正等というふうなレベルがあるかと思います。それで、上の大きな方からまいりたいと思いますが、全体の枠組みあるいはコンセプトにかかわるところでご意見がございましたら、まずちょうだいしたいと思います。

○島谷委員 75 ページに、流量についていろいろ書いてあるんですけど、それとあわせて3つのダムの実業について書いてあるんですが、例えば、81 ページの一番下の図で見ていただくと、右から6,000 tの水が流れてきて、巨瀬川で290 t合流すると、筑後川の水が6,100 t、100 tしか上がっていないんです。この290 tというのは筑後川に合流する水の量ではなくて、巨瀬川を改修するときの流量になっているんです。これが混乱していて、ダムの記述でも、筑後川に対して何tカットするかということと、その川の支川を改修するために何tカットするかという表現がわかりにくいものがあるんです。専門的で申しわけないんですけど。

○楠田委員長 これは高水ですから、時間おくれで入ってくるものはカウントしない可能性があるんで、単なる足し算でイコールにはならないんじゃないですか。

○島谷委員 ならないんですけど、一般の人が見たときに、その辺がわかりにくくないかなということです。ですから、筑後川の流量を減らすためにつくるダムと支川の洪水を防御するためにつくるダムと、両方のダムが普通はあるはずで、今回計画されているダムは、本川の洪水に効くダムは本川につくるダムだけであって、本川の洪水流量のカットには効かないような計画になっているのかどうかということも含めて、その辺の流量の考え方がどこかに明示されていないとわかりにくいのではないかと思います。

○楠田委員長 ありがとうございます。法定計画の書き方の部分と、わかりやすく表現されている部分の仕分けが必要というご指摘だと思います。

それでは、ほかにございましたら、どうぞご自由にお問い合わせいたします。

○石原委員 関連してご質問申し上げたいと思います。計画対象区間、3ページ、この表でご質問いたします。なるほど計画対象区間で管理区間というのはわかるんですけども、筑後川2,860 km²の中で、上流地点が1,100 km²ぐらいあるわけです。その中で、大山、筑後川と書いてありますが、大山、筑後の水系と玖珠川水系、それぞれ500数十km²ぐらいあるわけです。特に、玖珠川水系です。管理外とはいえ、筑後川に及ぼす影響は甚大なるも

のがあるわけです。そこで、玖珠川水系の方がどういうふうな形で計画ないし調整が進められているのか、わかりましたら知りたいと思うわけです。

それからもう1点、これは4ページにかかわることですけれども、治水計画で、今ご質問のあった点を確認する意味もございますけれども、たしか28 災前は計画規模が100 分の1だったと思うわけです。28 災以降、150 分の1、いわゆる150 年に1度の水害に耐え得るという計画に計画規模が大きくなされました。今回、この計画規模の目標というのは、やはり今後とも生きていくのだろうと思うんですけれども、その辺が1つと、それから50 分の1ということで、かなりこの30 年間の計画が圧縮されているんですが、流量目標の1 万t（荒瀬地点）、これはもともと上流ダム群で4,000 tカットするということだったと思うわけです。松原、下笠ダムで2,500 tカット、そのほかに大山ダムが予定されておりますので、その洪水調節容量等を加算したものが、とりあえず30 年計画ではこの先の計画見通しが立ちませんので、6,900 tカットだというふうに理解してよろしいのかどうか、その点。以上です。

○楠田委員長 ありがとうございます。

今、ご質問いただきましたことで、事務局の方でお答えをいただける部分がございませうか。あるいは宿題でよろしいでしょうか。

○井山所長 では、補足をさせていただきます。

まず、石原委員からのご質問で、前半はたしか玖珠川の話がありましたけれども、これは玖珠川については、今回、その流量のツール、さっき島谷委員からも言っていた81 ページを見ていただきましても、3,100 という数字が出ております。ここについては今回の説明でも、洪水調節施設を玖珠川に設けるということは明示しておらないということからもおわかりのように、特に洪水をカットするようなダムを玖珠川の流域に計画をするということは考えておりません。これは過去に猪牟田ダムとかの調査をしておいて、それが中止、中止、そういうプロセスを数年前にたどったというのがございましたが、今回の30 年計画の中にも、玖珠川筋に新たなダムを入れるということは現在のところ考えていないということでもあります。

それから、後段の話は基本方針と整備計画の関係のご質問だと思うんですが、基本方針自体は、これは冒頭でも説明差し上げたと思いますが、荒瀬で毎秒1 万 m^3 、それが昭和28 年6 月の洪水相当のものへの対応だと。これは最終的な姿というか、それを4,000 tを上流のダム群でカットして、6,000 tを川で受けましょう、それを平野の方で安全に受けて

流しましょうというのが河川整備基本方針です。これは平成 15 年の 10 月に河川法が改正された後、改めて、基本方針という形で計画をオーソライズさせていただいてまして、それが最終的な洪水処理の姿です。今回は、その内数として、50 年に 1 回ぐらいの、昭和 57 年相当ぐらいの洪水対応で 30 年間に現実的にできるんじゃないかなろうかと。その 1 万 t に相当するものが 6,900 という数字です。何にもなければ 6,900 流れてくるだろう。これも本文の 79 ページに書いていますけれども、そのうち松原ダムと下釜ダムと大山ダムという 3 つのダムで洪水のカットを 1,700 m³毎秒やって、川の受け皿は 5,200 でございますので、1 万 t から 4,000 t 引いて 6,000 t というものの内数の取り組みとして、6,900 から 1,700 を引いて 5,200 あるというふうにご理解いただければということです。ですから、究極の目標の 1 万 t とか 6,000 t という看板をおろしたわけではなくて、当面、50 年に 1 回ぐらいの洪水への対応ということで 30 年間は進めていきましょう、ただ 1 万 t への対応はにらみながら、手戻りのない形でやっていく、そういう考え方であります。

それから、さっき島谷委員から言われた件は、確かに 81 ページの図は、普通の人が見ると、合流点で流量の足し算をして、計算が合わないじゃないかと思われる節があります。楠田委員長からもおっしゃっていただいたように、これは川の器を決めるための水の量をあらわしておりますので、それぞれの地点にとってみれば、ピークの流量、一番大きな流量を表記していますので、合流している支川がピークになるときと本川筋がピークになるときが同時とは限らないということで、足し算をしても合わないということになっております。ですから、本川は 6,000 t だとかそんな大きな数字でないときに、支川の方がピークに達して、何百 t という数字が入っているというようなことで、それぞれの川の器、堤防の高さ、川幅とかを規定するために、ピークの流量というんでしょうか、これだけの洪水を安全に流すという目標を当面の 30 年間で掲げているという流量ですので足し算にはならないということで、これはもう少し親切に、注意書きを入れるとか、工夫は必要だなと今のご指摘を受けて感じた次第です。

○楠田委員長 ありがとうございます。

よろしゅうございましょうか。はい。

○平野委員 今の件ですけれども、どこかで見たのは、合流する分を括弧書きで 2 つ書いてあるんです。そうすれば……。

私、コメントなんですけど、本文の 75 ページでいきますと、災害の発生防止または軽減に関する目標とありますけども、この上から 4～5 行を見ますと、昭和 28 年 6 月洪水に次ぐ

57年7月洪水と同等の洪水、これが目標流量になっているわけですね。それは昭和28年6月の洪水は大き過ぎて、これくらいにしなきゃいけないというのはわかるんです。ですから、これを目標とすることについては妥当だろうと思うんですけども、ただ昭和57年7月はどんなものかといいますと、この15ページを見ると過去の主要洪水一覧というのがありますが、例えば、瀬ノ下地点の水位で言いますと、昭和54年6月の洪水の方が多いですね。それから、昭和57年の浸水戸数にしたって、平成2年に比べると随分少ないわけですね。ですから、恐らく地元の方々にとっては、昭和57年7月洪水は大したものじゃないとお思いになっていると思うんです。私も前に筑後川の流域の方々からいろいろお話を聞いたことがあるんですが、この前後だったと思うんですけども、最近の筑後川はおとなしくなったとか言っているんです。ですから、昭和57年7月を対象とするなんて言うと、「大したことないんじゃないか。じゃ、治水はいいかげんで……」という感じを受けるわけです。けども、実際に工事をされますと、流下能力なんかがふえますから、相当安全性は上がるだろうと思うんです。それで、例えば、28年洪水がきたときに、当然、昭和28年当時と同じ水害にはならなくて、一部あふれたりするでしょうけども、相当被害が軽減できると思うんです。それで、75ページの目標ですが、ここには軽減に関する目標とありますから、これが完成したら、超過洪水がきたときに、例えば、28年6月の流量がきたときに被害が大幅に減るとか、何かそういうことがないと、何もやらなくても同じじゃないかという感じを受けるんです。ですから、被害軽減に関する目標とありますから、軽減のところもちょっと何か書いていただけたらと思います。

○楠田委員長 ありがとうございます。これは単なる超過洪水だけじゃなくて、あふれた場合も含めて。

○平野委員 あふれるどうかは知りません。余裕高がありますから、その余裕高を●失えば、安全性は落ちるんですけども、すぐ破堤ということじゃないわけですね。それで何とかもつ場合が多いんです。ですから、そういうことも含めて、いわゆる安全性ということから言えば相当上がるはずなんですね。けども、この文章だけから見ると、「何だ、そんなものか」という感じしか受けられないものですから。

○楠田委員長 ありがとうございます。もうちょっと表記を工夫していただいた方がよくわかるのではないかというご意見だと思います。

○東委員 これの6ページ、右側に「多自然型川づくり」とありますよね。この部分なんですけども、私の想像では、水辺と堤防より内側、川側、堤外と言うんですか、そのこ

とを中心に考えられていると思うんですが、多自然型川づくりということが言い出されてかなり時間がたちますし、そろそろ堤内、つまり、川の周辺の環境も考慮して多自然型川づくりをしていただきたいと思うんです。つまり、言うまでもないことですが、川というのは、魚のようにそこにすんでいる動物と、鳥で代表されるように、川を利用する動物がいるわけです。そういった意味では、堤外の方を整備されても、ちょっと鳥にとっては物足りないんじゃないか。それから、水生昆虫といったものだったら堤外だけで済む種類が多いんですが、例えば、トンボみたいな水生昆虫になりますと、川の外に出て行って餌をたくさん食べて、成熟して川に戻ってくるという生活●手法をやっていますので、先ほど申し上げたように鳥もそうなんですが、川の周辺の環境を考慮して、その部分の多自然型川づくりをやられると、その効果が非常に大きい、大きな効果が期待されるということです。そういった意味では、多分、これにも多自然型川づくりは書いていないかと思うんですが、こういったところでは周辺環境も考慮して多自然型川づくりをやりましたよということを書き入れていただけるような形にさせていただけたらありがたいと思います。

○楠田委員長 ありがとうございます。特に環境整備のところでは、堤外地の部分だけではなくて、堤内地を含めて、つまり、地方自治体との連携が必要になってくるかと思いますが、国交省としては、やれるところからやっていただく、堤内地のところは地方自治体にご協力をお願いするというようなことで、コンセプトとしては広くとっていただきたいということですね。

○東委員 はい。

○楠田委員長 ありがとうございます。

○諫本委員 先ほどの説明の中でも十分説明していただいたんですが、水質の保全と向上のことです。この中には139ページ、記述が確かにされているんですけども、水質の保全とか向上という言葉は、説明にもありましたように、河川管理者がやることではなくて、住民とか、周辺自治体とかに協力を呼びかける言葉だと思うので、できれば70ページの基本理念の見出しの下の方に「伝えよう！」とかありますけど、この中に水質の保全、向上というような言葉を入れていただきたいと思います。それで呼びかけるような役割になるのではないかと考えます。

○楠田委員長 水質ですと……。

○諫本委員 このページに何もその言葉がないものですから。

○楠田委員長 細かい下側のところにも、少なくともともどこかにそういう文言が欲しい

とおっしゃっている。

○諫本委員　そうです。

○川野委員　今、水質の問題が出ましたけど、大きなパンフレットを見ていただきたいと思います。ここに「伝えよう！」ということで、「すべてのいのちにやさしい川へ」と書いてありますが、中ほどを見ていただきますと、中流部に、魚の絶滅に近いオヤニラミというのがいるんですけども、そのオヤニラミが実はこのくるめウスにいるということをご存じでございましょうか。ここにいるんですね。だから、ここにはくるめウスでも見られますという一言を入れていただきますと、感心して見られるんじゃないか。私もどこかで見たいと思ったら、ここにいたということですね。地元では、「オヤニラミ」ではなく、「ミズクリセイベイ」という名前を持っていて、ミズクリセイベイについてお話などもありますので、地元の方は「ミズクリセイベイ」という名前があるということもちょっとお書きになっていただきますと、すごく関心があるんじゃないだろうかと思います。特に、比較的きれいな水にすむ、ミズクリセイベイがすむ環境、水の度合いがどれくらいのところかということがわかれば、なおさら関心があるんじゃないだろうかと思いますので、よろしく願いいたします。

○楠田委員長　ありがとうございます。修正バージョンが出せるようになりましたら、ぜひまたそれをお願いしたいと思います。

○石原委員　再度、玖珠川の問題ですが、私も、歴史的にいろいろありまして、玖珠川水系の上流ダム群が4つか5つ想定されておったのが、全部諸般の事情で吹っ飛んだという理由はよく承知しております。ただ、影響が大きいだけに、このままでこの計画期間はいくのかどうか、あるいは何がしかの河川整備といったものがてこ入れなさるのかどうか。先般、天ヶ瀬温泉街が相当甚大な被害を受けたという報道もなされておりましたので、そちらの方の治水関係、わからなければ結構ですが、何らかのてこ入れがなされるのかどうか。ダム調整が非常に難しくて吹っ飛んだということはよく承知しております。

それから、筑後川の治水事業ですが、大変ご尽力いただいて、こういうふうなところまで持ってこられたということ、これもよく承知いたしておりますが、たしか●開発水系指定河川、一級河川の主要なものであるわけですが、この中で、筑後川は経緯的に完成堤防率というのが非常に低かったと理解しております。水系指定を受けて、その後、あるいはその前後、他の河川は完成堤防率が非常に進められたと理解しておりますが、その点の現状認識と、それからこのスピードアップがもう少しできないのかどうか。確かに70数%ま

で引き上げられる、これも相当の成果ですので、よくわかりますが、やはりどうしても流域の皆さんは他の河川とかそういったものとの進捗状況とよく比較しがちなので、そこらあたりの論議が出ないのかどうか、その点も含めまして、もう一度お尋ねいたします。

○楠田委員長 それでは、よろしゅうございますか。

○井山所長 玖珠川のお話をまたいただいたんですけれども、たしか昨年の9月の台風のときに結構玖珠川で雨が降りました。天ヶ瀬温泉のところが危なかったというようなことはご指摘のとおりであります。台風があのようなコースでくるといえるのか、九州直撃型で、宮崎の方は大雨が降ったわけですが、東側で雨が降るときに、玖珠川で結構雨が降るといえるのはこの水系の特徴であります。松原、下笠ダムの筋に降る場合と、それから玖珠川の筋に降る場合と、上流からの洪水はいろいろパターンがあるようなんですが、玖珠川の区域は確かに下流を守るという意味において、何か調節施設は要するという総論はあることは事実であります。さりとて、今、現実的に、当面この30年間で新たなダムを立ち上げるという議論ができるのかどうか。これはいわゆる1万tというトータルの計画の中で、上流のダム群という議論の中で玖珠川の位置づけというのは恐らくあるのだらうと思うんですけれども、これについて30年の間に調査検討、さらに事業化、調節施設としての完成みたいなものやっていくということは難しいだらうというのが正直なところの判断です。ただ、ご指摘のように、沿川に天ヶ瀬の温泉等、川に張りついたようなところに人家があるところもございまして。その地域の防災という意味においては、大分県さんの方で管理されている区間でございまして、これはどういう手段になるのか我々も詳しくは承知しておりませんが、大分県さんの方で何らかのハード、ソフト対策をやっていただくということになるのではないかと。これは県で管理していただいている区間の防災という議論でございまして。上流にダムができれば、結果として、天ヶ瀬温泉より上にもしもダムができれば効果が出るわけですが、当面、それがこの30年で無理ということであれば、何らかの直近での現実的な治水対策を玖珠川筋で県の方でやっていただくということが必要になるのかなと考えておるところであります。もちろん先ほど説明の最後に申し上げましたように、この計画自体は適宜必要に応じて見直しを行うように74ページにも書いてございまして。今後の災害の発生状況とか、社会経済の変化みたいなものに対応して見直しをやっていくということはもちろんあり得ますので、今後30年間、この計画を固守するという話ではないということでもあります。

それから、後半の部分の、筑後川は古くから非常に手の入ってきた川で、特に、明治以

降、政府による改修、あるいは戦後の河川改修、昭和 40 年代以降は今の国と県の役割分担の体系の中で河川の整備と管理をやってきました。それは確かに河川整備基本方針のレベル、28 年洪水対応が早くできるにこしたことはないわけですが、現実的にそれをすべて川の器なり、ダムなり、ハード的な施設で対応するというのは、これは工事費、用地費とかを概算出してやっております。その財政的な制約を考えたときに、一気にそれを持っていくというのは、確かにここへ重点集中投資せよという旗上げをするのは簡単ですが、ここ数年の投資額の、それでも延長線上でいけるのかどうか。今、公共事業抑制だとか、国の財政状況も厳しい中で、これは地方自治体もそうですけれども、毎年度の予算の確保とか執行等苦勞しているのが事実です。そういう意味では、今回の 30 年間の投資額、現時点での最善の策としての整備計画としての制約条件としては現実的なものではなからうかと判断しているところでございます。確かに 28 年以降大きな洪水が起こっていないものですから、どうしても治水を通しての災害後追い型でくる面が大きゅうございます。昨年も宮崎、延岡での災害がありまして、激甚災害対策特別緊急事業とか、重点集中投資、短期決戦型の事業なんかは災害が起こったところには投資されていくわけですが、今後この流域でもどういったことが起こるかわかりませんので、ダムの問題も含めて、そういうふうなタイミングで見直しをかけていくのか、そんなことは可能性としてはゼロではないと思いますが、現時点では、現実的な地に足ついた計画として、今回のような条件の中での整備計画というふうな形をとらせていただいたということです。

○楠田委員長 ほかに、全般的なところで。

○島谷委員 私はダムの問題が気になって、104 ページ、要するに、30 年の間に 3 つのダムをつくりますと。1 年間に 50 億しか予算がないと。だから、ダムは別の予算でやるということだと理解せざるを得ないと思うんですけど、小石原川ダムの場合は、筑後川の本川に対する洪水のカットは基本的に考えていない、支川に対しては 630 t のうち 110 t だけの流量の軽減をするというダムを国がつくるという理由がよくわからないというのが 1 点です。

それから、本文の 82 ページは、城原川ダムにおいて不特定容量の確保の必要について今後検討しますと書いてありますので、今後、城原川ダムについても水をためる可能性があるということを今回ここに明記していると理解してよろしいかということです。

○楠田委員長 それでは、2 点の質問についてお願いいたします。

○井山所長 ダム関係についてのご質問ということで、今回、洪水調節施設として明記さ

せていただいたのは104ページから105ページの大山、小石原川、城原川、この3ダムと
いうことでもあります。大山については、先ほどの松原、下笠ダムプラス大山でもって本川
の洪水調節をやるという位置づけです。それから、小石原川ダムは、ご指摘のように、支
川の防災ということで、これは支川の下流部に直轄区間がございまして、それまでの間の
県管理区間も含め、支川の防災という意味合いもこのダムに持たせて、多目的ダムとして
の建設をしようということで、現在、事業実施計画の策定段階といえますか、水資源機構
さんの方の法体系のもとでの事業の立ち上げが行われているということで、これは当然、
一級水系の管理の中で国、県の役割分担はありますが、支川でありましても、直轄区間と
か、県管理区間も含めた防災を国レベルの多目的ダムとしてやるのは、位置づけとしては
おかしくないと考えています。

それから、城原につきましては、治水上の位置づけを105ページに明記しておりまして、
そこにはまだダム自体が調査検討段階であるということがありまして、熟度が低いとい
うことで、書きぶりが簡素になっているということです。洪水調節の位置づけは、はっきり
そこに書いてあるとおりでございますが、流水の正常な機能の維持の方の部分で、まだ調
査検討段階にあるということです。これは先ほども説明で触れましたが、まだ結論を得て
いないということでございます。これについては82ページのところに、城原川ダムにおけ
る不特定容量の確保の必要性について今後検討ということですので、洪水調節専用のダム
と決めたわけではない、さりとて水をためるということを決めたわけでもない、これも今
後の調査検討段階の中ではっきりさせていくということで、現段階で書けるのは、こうい
ったような書き方だということで、不特定についてはこのような表現になっているとい
うことです。

○楠田委員長 よろしゅうございますか。

ほかにご意見をいただきたいと思います。

○松井委員 今、流水の正常な機能の件が出ましたけれども、瀬ノ下流量で40tを確保す
ることに努めるということになっておりますけれども、これがいつごろまでそういう形で
やられるのか。これはかなり難しい問題で、下流域の生き物との関連だとか、有明海への
いろんな底質等、あるいは干潟の問題、どう影響するのかということまで見ていこうとす
ると、かなり難しい、長期間の時間スパンが必要になってくるんじゃないかと思われるん
です。それで、その辺をペンディングした状態でずっと40tで今からこれはいくのかどう
か。今のところ、検討の中では、生物の方から言えば、現状の生物に対して、現況の量の

変動に対して、どういうふうに流量が影響するかというふうなことについては検討されているかもしれませんが、特に、有明海を支えている筑後川というのは、そこに生息する生物の側から言っても、それこそ日本ではここにしかいない生物がいるということが過去のいろんな流量というものが非常に大きく影響しているわけです。それをいろんな形で扱うということによって変化をもたらす可能性がある、そのあたりのことでどういうふうにお考えなのかお伺いします。

○楠田委員長 これは瀬ノ下 40 t について再考するということですか。

○松井委員 調査検討を行いますというふうなことが書いてありますので。それについて 77 ページ、35 t から 40 t 想定されていますけれども、さらに調査検討を行いますということで、そのあたりでどうされるのかお聞きしたいんです。

○楠田委員長 それでは、77 ページの上から 6 行目のところの調査検討について、追加の説明をちょうだいしたいと思います。

○井山所長 77 ページは、これは目標ということで書かせていただいています。もう一つは、82 ページが考え方ということで書かせていただいて、ここで書き分けをしています。これは正直言って、我々も今回この原案作成に当たって悩んだ点でございます。77 ページの部分は、平成 15 年 10 月に筑後川水系の河川整備基本方針を策定しているんですが、その表現を踏襲するような中身になっています。ということで、77 ページの表現は、いろいろ指摘ありました、有明海だとか、汽水域、ノリの養殖とか、幾つかここにも書いていますが、もろもろの検討項目の中で、下流部なり、中流部なり、水量としてどれだけ必要かということです。そういうものの調査検討というのは継続してやっていかなきゃならないだろう。さりとて、これは非常に難しい問題で、決して我々は逃げているわけではないんですけれども、すぐに結論は出そうにないのではなかろうか。そういうことで、基本方針の表現を踏襲するような言い方に目標の部分はとどめたというのが正直なところなんです。これは継続検討ということです。82 ページの方は、さりとて、実際問題、ダムによる水資源開発をやったり、先ほど質問もありましたが、不特定容量の確保をやっている現実がございますので、40 t の確保を目指しますということです。絶対 40 t を守るというのは、川の水は多かたり、少なかたりということで、昨年も空梅雨の渇水がございましたけれども、非常に厳しい面もありますが、既存施設の活用とか、あるいは今、大山ダムあるいは小石原川ダムにそれぞれ不特定の容量あるいは渇水対策の容量とかを設けて、とにかく日々管理の中で瀬ノ下の 40 t というのは、これはいろんな検討項目の中で検討した結果出

てくるというよりは、これまでの水管理の調整の産物というんでしょうか、大水系の水管理の中で定着してきた40という数字の確保は、通常時の水管理の中でやっている現実がありますので、これはやはりここで明記しておいた方が現実的ではなかろうかということで、決してこの40に固定するとか、40じゃないといかんとか、あるいは40というものが学術的な根拠があって云々というところのものではなくて、現実的な水管理としての確保目標として、この際、あえて明記をさせていただいたということでありまして、調査検討というのはやはり続いているという流れの中のものであるということです。

○楠田委員長 よろしゅうございますか。

それでは、項目とか、キーワードあるいは記述につきましてご意見を賜りたいと思います。

○大森委員 また全体的なことになるかもしれませんが、これは要するに、河川整備計画の原案をつくるということも当然大事なんですけど、この中身について、一般の市民の方々に理解していただくというのも一つ大きな点だと思います。このパンフレットは各戸に配布されるということですので、見たところ、非常にわかりやすく書いていらっしやっで、非常にビジュアルで、読みつかせるというところがある、いいパンフレットだと思うんですが、原案は、多分上部機関といいますか、上の方にもずっと上がっていく案ということで、こういう書き方あるいは目次のとり方になるかと思えますけども、例えば、パンフレットの中の「守ろう！」の中で、堤防を強化するというところで、現状の50%から70%にするというのはこのパンフレットにはありますが、原案の方は、単に目標流量を掲げているだけで、高潮についても、パンフレットには、現状の80%から、30年後に100%にするときちんと書いてあるんですが、そのくぐり方が原案の方では、単に高潮対策の整備目標高みみたいなことで済んでいる。とすれば、一般の市民の方は、原案だけ見ると、何を書いているのかわかりづらいですね。これはこれでホームページ等で閲覧ということになるんでしょうけども、最終的にまとめる場合には、このパンフレットに書いてあることの要素、これはぜひとも原案に入れてほしい。特に、ソフト面については、はっきり言って、原案の方は味もそっけもなく、パンフレットを見て初めて「なるほど、そうか」というような感じなんです。これはどっちかと言うと本末転倒な話なわけですから、もう少し原案については書き込んでいただきたい。

それから、原案の目次、これは多分、法律的にこう並べられているんだろうと思いますけども、やはりどこかキーワードといいますか、キーポイントの見出しになるような要素

を丸括弧でいいから目次の中に入れてほしい。市民の皆さんが、何を知りたい、何が書いてあるのかということになると、この目次だけ見ても全然何のことやらわからないということになりますので、その辺をひとつ今後考慮していただきたいと思います。

○楠田委員長 ありがとうございます。全体の表現方法についての貴重なご提案をいただきました。今ご提案がありましたところは私自身も感じておりました、あること、することをだだだっと並べられていて、その背景にある人間の生きざまというか、文化論のような文言がもうちょっと欲しいな。そういう意味では、パンフレットの方がより生き生きしているという感じがしております。ですから、制度上で許される範囲内ということになるでしょうけれども、息づかいのわかる表現をもうちょっとおとりいただけたらというのがお願いです。

細かいことでも結構ですから、どうぞご自由にお願いいたします。

○島谷委員 細かいんですが、パンフレットにも本文にも載っているんですけど、「筑後川の流域と給水区域」という図を見ると、筑後川流域にもかかわらず、筑後川水系から水色になっていないところがあるのがよく理解できないんです。本川だけから水が行っているということなのか、何となくぴんどこないんです。ですから、その辺をお考えになった方がいいんじゃないかと思います。

○井上指導官 この青色に示してありますのは、例えば、日田市の水道であるとか、玖珠町の水道、水道事業者がきちんと川から取った水を給水しているエリアでございます。旧大山町であることか中津江村はほとんど井戸水、地下水に頼っております、恐らく、市町村単位の水道事業はあるんでしょうけれども、筑後川から給水はされていないという区域でございます。

○島谷委員 それから、景観法ができたんですけど、景観の話がほとんど載ってなくて、筑後川は非常にすばらしい景観、下流の方だと昇降橋があったり、久留米あたりだと水天宮を中心とした景観だとか、中流部だと固定堰、日田の水郷だとか日田は載っているんです。景観に非常に重要な場所は、どこかで記述をきっちりして、保全あるいは整備するような形の整備計画の方がいいのではないかと思うので、ご検討願えればと思います。

○楠田委員長 ありがとうございます。

どうぞほかにご注文がございましたらお願いいたします。

○石原委員 表の中で表現が、出しているのかなと思うものがあります。57 ページと 58 ページの表なんですけども、福岡県が筑後川の下流域が対象あるいは中流域になっていて、

余り大分県と関連のない種類が入っているので、その辺は省いた方が。あるいは種類数も取った方がいいんじゃないかということを一応事務局には伝えてありますので、恐らく、ご検討いただけたと思いますが、よろしくお願いします。

○楠田委員長 ありがとうございます。

○島谷委員 これからはやっぱり管理の時代になっていくので、管理のところは、維持管理のことしか書いていないですよ。ですから、もう少し流域を総合的に管理するような、ちらっとは書いてあるんですけど、土砂の管理だとか、正常流量を今後どうやって管理するかということを検討するとか、もう一歩先のところを書いてほしいという気がするので、ぜひご検討をお願いします。

○楠田委員長 貴重なご提案、ありがとうございます。そういう意味では、日本語で言う「管理」の単語よりは、「マネジメント」の方がもう少し幅が広くてよろしいのではないかと思います。総合的なマネジメントの部分というのをもう少し書いていただければ。ご要望です。

○古賀委員 今に関連してですけども、パート2に書いてある、流域を視野に入れた総合的な河川管理、これはやはり言葉だからいいんでしょうけど、取り組みを見るとイメージがちょっと違うので、河川管理の管理は、右側の4つのキーワードを見ると、ちょっと古過ぎるような気がしますので、先を見て、気のきいたものを入れていく。わかりやすく言うと、これは要するに、河川管理者がすることばかりしか書いていないんですよ。結局、ポイントは何かといたら、筑後というのはいろいろ複雑な問題が絡んでいるので、そこを解決しようと思ったら、民主的なルール、そういうものが必ず入ってこないといけないので、そうなってくると、当然、そういう人たちの構築というのか、NPOとか何かそういうところのキーワードが入っておかないと、ここに書いてあるような総合的な河川管理は多分できないと思われまして、そういうものを一言入れておいてください。

○楠田委員長 大変重要なポイントのご指摘をいただきました。ありがとうございました。

この整備計画をつくるために、一般の住民の皆様方にもご意見をちょうだいしているんですが、その締め切りが2月17日になっておりまして、この委員会の委員の皆様方におかれましても、お帰りになられて、もう一度見直していただいて「あっ」というものがありましたら、それまでに事務局にメールですとかファクスでいただけたらと思います。きょうが最後ではございませんので、まだ1カ月ございますから、よろしくお願いいたします。

○石原委員 再三の発言で申しわけないと思っておりますが、別にこだわるつもりはさらさらございませんが、先ほどどなたかからご質問ないしご意見がありました。77 ページの上から4段目、流水の正常な機能を維持するための流量については云々でございます、ノリの養殖、汽水域の生態系等についてさらに調査検討を行いますと。先ほど事務所長さんのお答えがございました。これは私の記憶では、恐らく、50年ぐらい同じ表現でずっとそのたびにならされてきたという記憶がございます。そこで、もう既に既成事実として、現に開発基準流量という名のもとに維持流量の水量について、実質的に82 ページに、瀬ノ下地点において通年40 t/secの確保を目指しますと、こういうふうに表示を出されるといふことであれば、ある程度の目標をここらあたりで出されたらどうかなという、これは意見です。このままでも結構ですけど、恐らく50年ぐらい続いているんじゃないかと思うんですけども、毎回毎回改定がなされるたびに同じ表現がありますので、その点について、数字にこだわるつもりはございませんが、既に後のページに出されておりますので、そこらあたりの表現を調整されたらどうだろうかと思います。

もう一つ、河口部のノリ養殖問題は随分論議をされました。専門機関でも議論されてきて、一定の結論あるいは結論じゃないのかわかりませんが、いろいろ答申とか発表がなされました。汽水域の生態系については、大堰建設のときに随分水面下でも論議になっておりました、まさしく下流土地改良事業との絡みあるいは福岡上水道企業団の取水の問題と絡んで、大堰が非常に急がれました。そのとき、私の記憶では、むしろ当時の建設省の方がこの汽水域の生態系については大変ご心配になって、もう少し徹底的に議論し、調査すべきじゃないかという意見がたしかあったと思っております。農水省の方は、下流土地改良の関係もありまして、こんなことを言っているのかどうか非常に危惧しておりますが、多分にそこらあたりを進められたという記憶があるわけですが、その後の調査がどんなふう、どこらあたりまで進んでいるのかということを知りたいわけです。

それから、堤防の問題でございます。これは各ページに堤防及びそれらしき表現がありますが、堤防というのは、もちろん引堤をしたり、かさ上げしたり、強化したり、補強する必要はあるわけですが、堤外と堤内のまさしく接点でもあるわけですね。そこで、住民の皆さんなどとの交流とか、観光あるいは親水、そういった条件をさらに整備していくことであれば、周辺環境の整備とあわせて、堤防の整備のあり方そのものもやはりもう少し検討すべきじゃないかということが一つ。

もう一つは、上流、中流、下流の交流と情報交換、そういった論議も今日までなされて

おります。したがって、堤防は、いわゆる交通手段としてばかりではなくて、上流、中流、下流を結ぶまさしくネットワーク、しかも河川と結びついた親水道路あるいはリバーサイドロードといいますか、そういったものとの関連で、できれば現在進められております有明臨海道路、そういうようなものと結びつけて、時間がかかってもそういった整備をしていけば、上、中、下流、さらに広域とのいわゆる流動あるいは交流、そういったものが進んでいくのではないのか、それが1つ。

もう一つは、道の駅というのがあちこちにございます。数日前でしたか、杷木町でかわの駅、そういったものが報道機関に載っておったと思いますが、堤防の整備とあわせて、ちょうどこの地点でスーパー堤防方式で久留米も大分てこ入れをしましてやっておりますが、各拠点拠点に、特に堤防が弱い、補強しなきゃいかんようなどころについては、これは関係機関の協力、参加も必要でございますが、いわゆるスーパー堤防方式にして、堤外と堤内を結ぶ、あるいは上流、中流、下流を結ぶポイントとしてのターミナル的な条件づけをされないものかなと、そういうふうな感じを持っております。

○楠田委員長 ありがとうございます。

今のお話の中のご質問の部分はいかがでしょうか。一番初めの部分は、調査検討というのがもう50年来続いているので、いかなる結果になっているかというところのものです。

○井山所長 今のご質問は、先ほどの松井委員のご質問と同じようなお答えしかできないんですけども、治水、利水、環境という中で、川のあるべき流量、川が川らしくあるための水の流れの確保、これを「正常流量」と俗に呼んでおりますが、この流量の検討は、正直言って、非常に難しいといえますか、これは大きな川になればなるほど、いろんな利用がありますし、これまでの経緯だとか、さまざまな調整の中で水の利用がなされてきているものですから、なかなか一筋縄にいかないといえますか、学術的に非常に難しいという面と、関係者による調整というんでしょうか、その両面でこの調査検討というのが長くかかる、だから定められないというのが実態で、確かにこの表現がずっと踏襲されてきているというのはご指摘のとおりであります。さっきお話がありましたが、筑後大堰なんか、完成後、ずっとそのフォローアップの調査、建設時の調査だとか、あるいはでき上がってから、かなりいろんな幅広の環境調査を水資源機構さんを中心にやっていただいています、現在も、たしか年に1回はフォローアップの委員会かなにかが行われております。これはすごい膨大なデータについての報告を逐次受けておるんだと思いますが、そういうような調査であるとか、あるいは我が方でも、下流域の方で環境の調査みたいなもの

をもう少ししてこ入れしなければいかんだろうということで、さまざまな生物関係、水質、栄養の問題だとか、そういうふうな調査も、川の部分は少なくとも我々の責任で調査すべきは調査するというので、間口を広げた調査みたいなものに今、取り組みつつあるという状況でございます。これはすぐに結論をよう出さないというようなことで、今回は目標の表現は従来型、そして考え方の部分では40という数字を入れさせていただいたというのは先ほどの説明のとおりであります。

それから、後で幾つかご指摘ありました、道路としての役割です。地方の河川で堤防が交通路としての役割を果たしているというのは、これは無視できません。今回、あえてこの整備計画の中にも堤防道路の表現を入れさせていただきました。従来、川の敷地を貸しているというか、道路というのは道路の管理者がやるべきことであって、河川の管理者が交通の処理をするわけではありませんが、空間の利用の一つとして、やはり道路として堤防の上が使われているということは厳然たる事実でありますし、まだまだ整備途上ということで、これから福岡県、佐賀県さん、あるいは久留米市周辺含めて、いろんな道路の整備計画があることは事実です。そういうことですので、あえてそういう表現は、我々連携して堤防の評価もやっていかなきゃなりません。一緒にやる部分もありますし、役割分担もあります。そういう空間の利用あるいは堤防の整備みたいなものと絡めて、堤防道路の位置づけは今回の整備計画の中にはあえて入れさせていただいています。余りネットワークとかそういうところまではっきりは書いていませんけれども、書かせていただきました。

それから、スーパー堤防のような話は、我々は河川法の世界でスーパー堤防というか、高規格堤防というものは、これは関東とか近畿の大河川でしかスーパー堤防というのはやっております。筑後川でスーパー堤防というのを河川としてやるというやり方はとらないんですけども、例えば、このゆめタウンの周辺等を区画整理なんかと一緒に堤防の整備をやって、市街地と川が一体化するような、いわゆるスーパー堤防みたいなものになりますが、こういうものの整備は川と町との連携というんでしょうか、川を生かしたまちづくり、安全なまちづくり、川ににぎわいを与えるというような意味も込めて、河川と町が一体化するというのは非常に好ましいことと考えていますので、スーパー堤防型の整備みたいなものは必要に応じて市街地なんかでやっていくということは視野に入れていきたい。そこまでのはっきりした表現は本文には入っておりませんが、かわまちづくりというところで読めるのではなかろうかと考えているところです。

○楠田委員長 ありがとうございます。

ほかにご意見はございませんでしょうか。

それでは、予定の時間までまだもうしばらくございますが、2月17日までということもございますので、事務局の方にご連絡をいただけたらと思います。

今回、原案に対しますご意見をちょうだいするという一番かなめの委員会でございました。意外にご意見が少ないので、ちょっと驚きと、がっくりとしているんです。それで、なぜだろうと先ほどから考えていたんですけども、この整備計画の原案そのものに対して、キーワードは全部入っているんですが、潤いというか、魅力というか、引き込まれるところがなくて、まさに技術屋さんがつらつらと書いている文章という感じがしていて、行間を読んだときに「うんうん」と引きずり込まれるようなものがないというのは、法定計画といえましょうがないのかなと思いつつ、もうちょっと何か工夫をしていただけないかなときょうは思いました。それでご意見が少なかったのではないかという感じがいたしました。

○諫本委員 ちょっと時間があるということだったので、82ページ、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する考え方という項目のところですけど、前々回かその前かに一度私、水の利用が都市圏の発展とか、間違うと過疎、過密の増大につながりかねないというような話をしたと思いますけれども、水の利用、その考え方という項目なので、ここに水の適正な利用、適正な水需要を維持していくためという言葉があるんですけども、こういったところに過度の過疎、過密とかを引き起こさないようなとか、流域の均衡な発展に資するように考慮したとか、そういった表現が何か欲しいのではないかと思うんです。これから先、さらに水利用、分け方とかいうのは難しくなってくると思いますので、そこら辺については十分考慮した、特に、上流のことを考えたりすると、都市圏が発展するのが別に悪いわけじゃないんですか、片や、その裏側で過疎が進んでいくといったことが考えられますので、そういったところを少しこの中に盛り込んでいただけないかと思えます。

○楠田委員長 ありがとうございます。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、本日用意しておりましたものを終わりましたので、事務局の方にお返しをいたします。

4. その他

○坂元副所長 どうもありがとうございました。

それでは、式次第の3番目まで終わりましたので、4番目の「その他」ということで、連絡事項を事務局の方からいたします。

○事務局 それでは、連絡事項をさせていただきます。

お手元にお配りしておりますとおり、流域委員会の議事次第の6ページでございます。第6回の流域委員会を2月27日（月曜日）、14時からこの場で開催したいと思います。よろしく願いいたします。

また、本日の意見につきましては、一般の方々にも2月17日までということで意見募集を呼びかけていまして、おおむね1カ月でございますが、委員の皆さん方におかれましても、またお帰りになってお気づきの点がございましたならば、2月17日までにファクスまたは電子メール等でお送りいただければと思います。また、質問等につきましても、筑後川河川事務所の調査課まで問い合わせいただければと思います。

第6回の流域委員会の2月17日には、本日いただいた意見を整理します。また、住民の皆さんからいただいた意見も整理しました上で、次の案という形をとらせていただく形でお示しをする予定でございます。

今後のスケジュールでございますが、5ページにありますけども、今後は、整備計画の案を策定いたしまして、その後、4県の知事に意見照会をいたします。また、環境省、経済産業省等の各関係省庁にも意見照会しまして、今年度内の整備計画の策定を予定しているところでございます。

それから、記者発表資料というものがございますけれど、これは先日発表しました記者発表でございまして、この原案につきましては、近々住民の皆さんのお手元に届くように、各市町村及び自治会の皆さんのご協力を得まして各戸配布の作業を進めているところでございます。また、ホームページ等でもこれは掲載しておりまして、ダウンロードができるということになっております。さらに、市町村役場あるいは私どもの出張所にも置いておりまして、入手することができるということでございます。

そしてまた、より皆様方に直接的なご説明、そしてまた直接ご意見を伺う場として、筑後川流域1万人会議の第2次のパンフレットがございまして、こういった形で、裏側でございますが、各市町村、旧市町村単位でございまして、特に、日田市、久留米市とか広いところについては、合併前の旧市町村単位で、25カ所で住民の皆さんにご説明を

し、また直接意見を伺うというようなことも考えているところです。

パンフレットにつきましては後ろにはがきがございます。これについてはご投函いただければ最後にまとめるということにしております。

さらに、シンポジウムということで、筑後川シンポジウム、これは主催は久留米市を初め筑後川の沿川の自治体、市町村でございますが、昭和10年に筑後川改修期成同盟会というものができました。全国で最も古い改修期成会なんですけども、その70年ということで、久留米市を初め各市町村の主催で、今回整備計画もできるということで、未来の筑後川について語ろうということで、シンポジウムが開催されます。今月の28日（土曜日）、13時から、久留米市内のホテルニュープラザで開催が予定されております。裏側のプログラムに書いてございますけども、元国土交通省河川局長の竹村公太郎さん、それから現在の河川局長の渡辺、江藤久留米市長等のスペシャル対談、それから市民団体と、きょうここにいらっしゃいます委員の皆様方にも入っていただきまして、「将来の子供たちへ」という演題でパネルディスカッションをしていただき、また会場の皆さんともやりとりしながら、そういったシンポジウムがある。これについてもまた整備計画の案にするときに参考にさせていただければと思います。

以上がその他のところでございます。

○坂元副所長 4番、「その他」まですべて無事終わりました。

きょうは長い時間、本当にありがとうございました。

○東委員 まさに終わろうとしているのに、すみません。前回休ませていただいたので、議事録をeメールで送っていただいたんですが、その中の最後のその他の項で、大川の方で筑後川の懐かしい風景の写真、昔のいかだ流しとか、川で遊んだ思い出の写真を集めているということだったんですが、この中に、できれば鳥が写っている景観とか、釣りをやっている様子、それから釣った結果の、こういう大きい魚が昔は釣れたんだよとか、あるいは魚拓でもいいと思うんですけども、そういうものがあつたらいいかなと思っています。

5. 閉 会

○坂元副所長 それでは、これもちまして第5回筑後川水系流域委員会を閉会したいと思います。どうもありがとうございました。